

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文学館事務局】 2
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 3
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 5
- 徴収事務の委託【子ども家庭局科学館普及課】 6

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙期日【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】 7
- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】 8
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【保健福祉局健康医療部健康推進課】 9

北九州市告示第 275 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立文学館刊行物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 23番5号	令和 4 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 276 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 1 8	長浜町 1 2 号線	小倉北区長浜町 3 3 1 番 1 1 地先から 小倉北区長浜町 3 3 1 番 1 3 地先まで	7.7 ～ 9.6	20.0

北九州市告示第 277 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3217	砂津長浜町 1 号線	前	小倉北区長浜町 331 番 1 2 地先から 小倉北区長浜町 331 番 2 8 地先まで	13.5 ～ 25.8	20.0
		後	小倉北区長浜町 331 番 1 2 地先から 小倉北区長浜町 331 番 2 8 地先まで	23.1 ～ 25.8	20.0

北九州市告示第 278 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 5 月 17 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3217	砂津長浜町 1 号線	小倉北区砂津二丁目 321 番 3 地先から 小倉北区長浜町 1 番 28 地先まで

北九州市告示第 279 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市科学館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町 1 番 19 号	令和 4 年 4 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 296 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定により、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

選挙期日 令和 4 年 8 月 20 日

北九州市公告第 297 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 1 項の規定により、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間

令和 4 年 7 月 4 日から同月 17 日まで

2 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市建築都市局都市再生推進部 事業推進課	日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分ま で
北九州市八幡西区大浦二丁目 13 番 7 号 北九州市建築都市局折尾総合整備事 務所整備課	毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

北九州市公告第298号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和4年5月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度北九州市国民健康保険特定健診データ分析及び受診勧奨業務
- (2) 業務内容 本市国民健康保険特定健診の受診率向上のため、特に受診率の低い40歳から59歳までの未受診者を対象に、データ分析やソーシャルマーケティング方法を活用した、より効果的な受診勧奨を行うもの
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者
- (5) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 企画提案の内容
 - ア 基本実施方針
 - イ データ分析方法
 - ウ 勧奨通知の作成
 - エ 勧奨効果の分析
- (2) 見積金額
- (3) 業務実施体制等
 - ア 実施体制

イ スケジュール

ウ 業務実績

- (4) 通知物の発送体制
- (5) 個人情報の管理体制
- (6) その他提案

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した受託候補者と、第1項の業務の契約の締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2018

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和4年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 交付方法 アの場所において無償で交付する。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和4年6月16日午後5時15分まで

ウ 提出方法 郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。